

(2018年6月20日制定)

1 目的

このガイドラインは、明治学院大学（以下「本学」という。）における懲戒処分事案を公表することにより、本学の運営の透明性を確保するとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、不祥事等の再発防止に資することを目的とする。

2 公表の対象とする懲戒処分事案

本学の教職員に対し、「学校法人明治学院就業規則」に基づき、懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は公表する。

- ①職務遂行上の行為またはこれに関連する行為に係る懲戒処分
- ②①に該当しない懲戒処分のうち、社会的影響が大きい重大な事案

3 公表の内容

事案の概要、処分量定、処分年月日および所属・役職等の被処分者の属性に関する情報等を、原則として個人が識別されない範囲で公表する。ただし、事案の社会的影響や被処分者の職責等を勘案して、異なる取扱いをする場合がある。

4 公表の例外

被害者またはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、上記2および3によることが適当でないと認められる場合は、上記2および3にかかわらず、公表内容の一部または全部を公表しないことがある。

5 公表の時期

公表は、懲戒処分を行った後、速やかに行うものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することができる。なお、重大な事案については、懲戒処分を行う前でも公表する場合がある。

6 公表の方法

公表は、原則として、学内公示および本学ホームページへの掲載とする。ただし、重大な事案については、記者会見を行う場合がある。

7 公表の期間

公表の期間は、原則として1か月以内とする。

以上